

得点基準明示型学力特待制度の変更について（看護学部）

「平成 31 年度入試 得点基準明示型学力特待制度（看護学部）」に変更がございます。変更内容は下記の通りです。

記

変更箇所

平成 31 年度 各種入学試験要項「入試特待制度について」掲載ページ

得点基準明示型学力特待制度（看護学部 看護学科）

特待を判定する基準となる「科目数」と「科目」の変更

（注）特待の判定は下記変更後の必須 2 科目（国語、英語）で行なわれますが、入試の可否を判定する科目および科目数に変更はありません。看護学部を受験する場合は、従来通り 3 科目（国語、英語、選択科目）の受験が必要です。

減免の基準となる科目試験の配点（一般入試、センター試験利用入試）

変更前		
学部・学科	科目数と配点	備考
看護学部看護学科	1 科目 1 0 0 点 × <u>3 科目</u>	面接（5 0 点）を実施するが、特待の判定は、科目試験の得点を基準とし、面接の得点は含まない。

↓

変更後		
学部・学科	科目数と配点	備考
看護学部看護学科	1 科目 1 0 0 点 × <u>必須 2 科目</u> <u>（国語、英語）</u>	面接（5 0 点）を実施するが、特待の判定は、科目試験の得点を基準とし、面接の得点は含まない。

※既に前期型入試で入学手続きしている人が、この得点基準明示型学力特待制度において特待合格を目指す場合についても 3 科目（国語、英語、選択科目）を受験し、合格基準以上を満たすことが必要です。

【問い合わせ先】 聖徳大学 入学センター 電話 0 4 7 - 3 6 6 - 5 5 5 1